

# 社会福祉法人遠州中央福祉会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人遠州中央福祉会（以下「法人」という。）の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、役員とは、理事、監事、評議員をいい、評議員選任・解任委員及び苦情処理第三者委員を合せて役員等という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等については、報酬等は支給しない。

(報酬等の額)

第4条 役員等に対する報酬等の額は別表第1に定める額とする。

(交通費)

第5条 交通費は、旅費規定により支給する。

2 交通費は、その居住する場所を起点とし、会議等行われる会場までを順路により計算する。

3 法人の車輛を使用した場合、又は法人が直接料金を支出した場合は、交通費は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬は、理事会、評議員会、各委員会への出席など法人・施設運営のための業務に当たった都度支給する。

2 報酬等や交通費は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(その他)

第7条 この規定に定めない事項については、評議員会において別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会にて承認後、評議員会において定める。

附 則

この規程は、令和 6年 1月 1日から施行する。

別表第1 (役員等に対する報酬等の額)

(理事)

	日額
理事会等会議への出席	5,157円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,157円

(監事)

	日額
監事監査への出席	5,157円
理事会等会議への出席	5,157円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,157円

(評議員)

	日額
評議員会等会議への出席	5,157円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,157円

(評議員選任・解任委員)

	日額
評議員選任・解任委員会等会議への出席	5,157円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,157円

(苦情処理第三者委員)

	日額
苦情処理第三者委員会等会議への出席	5,157円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,157円